

大阪市障がい者施策推進協議会 平成 27 年度第 1 回障がい者計画策定・推進部会
会議録

日時：平成 27 年 10 月 6 日

午前 10 時～午後 0 時

場所：市役所屋上階会議室

玉井障がい福祉課担当係長（司会）：（開会）

中島障がい者施策部長：（あいさつ）

司会：（出席者紹介、資料確認 他）

司会：それでは、議事に移りたいと存じますが、これに先立ちまして、部会長の選出をお願いしたいと存じます。委員改選により、新たな体制がスタートして以来、本日が最初の部会となりますので、本日、皆さまに部会長を選出していただきたいと考えております。事務局、西端課長、お願いいたします。

西端障がい福祉課長：福祉局障がい福祉課長の西端でございます。事務局といたしましては、学識経験者の立場でご参画いただいております、三田委員に、引き続き部会長をお願いしたいと考えております。いかがでございますでしょうか。（拍手）

どうもありがとうございます。それでは、異議なしということで、進めさせていただきますと存じます。

それでは、副部会長につきまして、三田部会長からご指名をお願いできますでしょうか。

三田部会長：ありがとうございます。すいません。前体制を引き継ぎまして、また皆さんと一緒に、また、新たな委員になられた方と一緒に進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。副部会長を部会長が選出することになっておりますので、近くにいるからというわけでは全然なく、井上委員をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。（拍手）

そうしましたら、井上さんから。一言、よかったら、お願いします。

井上副部会長：副部会長ということで、ご推薦いただきました、井上です。実は、この推進協のほうに入らせていただいて結構、長いんですけども、2 回ほど、福祉計画作りの段階でワーキンググループっていうのを出していただいて、激的な時間調整とご議論をさせていただいてきた経験もあって。本来ですと、辻さんが、部会長として頑張っておられた。

ワーキングのほうも座長をお願いしてたんですけれども、辻さん、お亡くなりになったということで、その志も引き継いで、ご一緒させていただいた立場で副部長として頑張らしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

三田部会長：ありがとうございました。そうしましたら、早速ですけれども、今日はたくさん、あと議題もありますので、円滑に進めさせていただければと思いますが。皆さまには、ぜひ積極的にご発言をいただければというふうに思います。そうしましたら、議事の進行に関しまして、事務局のほうにお渡ししたいと思います。お願いします。

西端課長：本日は、議題4につきまして、ゲストスピーカーをお招きしております。議題4は、障害を理由とするサービスの解消の推進に関する法律に係る、本日の内容についてでございますけれども、実はこの議題から始めさせていただきたいと存じます。通常でございましたら、お手元の次第に従いまして議事を進めていただくところでございますけれども、ご了承のほどをよろしく願いいたします。

本日、お越しいただいております、ゲストスピーカーにつきましては、ご紹介いたします。内閣府政策統括官、共生社会政策担当付、障害者施策担当参事官補佐、佐々木薫様です。あと内閣府アドバイザー、小暮哲郎様です。もっと前のほうに、お願いします。

きょうの議事につきましては、まず佐々木参事官補佐様よりお話をいただきまして、その後、三田部会長に進行をお渡ししまして、質疑応答のお時間とさせていただきたいと存じます。それでは、佐々木様、どうぞよろしく願いいたします。

佐々木参事官補佐：皆さま、おはようございます。内閣府という所から参りました、参事官補佐の佐々木と申します。きょうは、大阪市さんのほうで、こういうの、第1回ですか。障がい者施策推進協議会が開催されるということでございまして、この機会をいただきまして、障がい者差別解消について説明をさせていただくということでございまして、大変、感謝をいたしております。

それで、国の省庁でたくさんあって、内閣府って何やってんだってよく聞かれるんですが、簡単に言いますと、言ってみれば、いわゆる総合調整というのが内閣府の仕事でありまして。障がい者施策ということで考えてみましても、いわゆる福祉だけではなくて、例えばバリアフリーであるとか、また特別協議会、そういった各省庁のほうでさまざまな施策を行っておられると。そういった全体的な、いわゆる取りまとめというか、悪く言えば、ホッチキス官庁とか言いますけれども、各省庁のまとめと。そういったことをやっておりますのが、内閣府でございます。

その中で、私どもは、障がい者施策担当ということであります。また、ここ、書いてありませんが、私は、アルコール健康障害に対する基本法という法律が、これ、去年できていまして。こちらのほう、簡単に言いますと、要は、お酒というのは飲み過ぎると依存症

になっちゃうと。依存体質になってしまって、ゆくゆくは本人だけじゃなくて、周りの関係者にも大きな影響を及ぼすということがあって、駄目をする法律ができてきて。基本計画というのを作るといったこともやっておりますので、そういった障がいとアルコールという、その二つの仕事を私はやっております。

また、共生社会というふうにあります。具体的に言いますと、私の隣の島には、いわゆる高齢者であるとか、少子化対策、また、左のほうにいきますと、自殺対策であるとか、交通安全、青少年とか。一体、何やっているんだというようなことです。私もよく分からないんですけども、そういったいわゆるさまざまな施策について取りまとめというのをやっているのは、共生社会という所でございます。以上、簡単な、うちこうやって、紹介でありますけども。

それで、お手元に、全部で何枚か、11枚ほど、この各要領に載せさせていただきました。障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について、ということで、簡単にまとめた資料でございます。これに沿って、説明をさせていただきたいと思っております。全部、お手元でございますでしょうか。よろしゅうございますか。

では、進めさせていただきます。1枚、めくっていただきますと、障害者差別解消法に関する経緯ということでお示しをしていますが、この法律できましたのは、平成25年の5月、6月にかけてでございます。それから、約3年かけて、この法の、施行の準備ということで、現在行っております。

具体的には、きょうもですけども、実は、きょう来ましたのは、地域協議会という一つ、事業なんかありますが、その立ち上がりにあたっての、今、アドバイザーということで来たことなんですけれども。そういったことであるとか、また、法律全体の周知・広報ということで、各都道府県さん、伺いまして、地域フォーラムということ。法律の考え方であるとか、また、専門家の方に来ていただきまして、こういうとかで使用していただいているということ。また、いろんなパンフレット等を作りまして、皆さまがたのほうにご配布をしてというようなことで、現在、施行に向けて準備を進めているというのが現状でございます。

それで、次の3ページであります。これが法律の概要を1枚紙にしたものであります。これ、点字でいきますと、3ページから4ページにかけてのところがまず上のほうであります。これ、上のほうに障害者基本法という法律がございます。その中で、第4条というのがあって、基本原則で、差別の禁止という項目がございます。第1項、第2項、第3項とあって、第1項が差別の禁止。第2項は、これは合理的配慮というような部分。また、第3項は、知識の啓発ということが示されております。

障害者差別解消法は、この基本法第4条の、差別の禁止の原則、これ、具体化をすることです。具体的な、例えば例示を、規定を示して、それが順守されるための具体的な措置を定めたものというのが障害者差別解消法、そういう位置付けになっております。この中で、行政機関ということ。す。

見ていただきますと、1の中です。差別を解消するための阻止といった、当然です。その中には、差別的取り扱いの禁止という所。また、合理的配慮の不提供の禁止について、国、地方公共団体につきましては、これは法的義務がかかるというふうになっております。すいません。その対象となる分野でありますけれども、雇用、また教育であるとか、医療、公共交通、また行政活動であるとか、日常生活であるとか、社会生活全般に係るありとあらゆる分野について、この障害者差別解消法の対象になるということになっております。

ただ、雇用です。雇用分野につきましては、障害者雇用促進法という法律がございまして、そちらのほうの関係規定法で定められるというふうな扱いになっております。ということで、さまざまな施策が対象になるということでもありますので、この法律をいわゆる総合的に行う、一体的な推進を図るということで、また、分野間の取り組みについてばらつきがあるということがあってはなりませんので、政府におきまして、いわゆる施策の、基本的な方向性といったものを示す基本方針というのを平成27年2月に閣議決定をしております。点字でいきますと、これは手順5ページのほうでしょうか。具体的な対応ということで、政府全体の方針ということで、基本方針を定めとしておるということでございます。

それで、では、法律の中で言う不当な差別的取り扱いであるとか、合理的配慮という言葉がありますが、これにつきましては、法律の中で個別具体的にいわゆる列挙することが、これ、なかなか困難だということでありました。ということなので、この法律に基づきまして、また、その基本方針に基づいて、行政機関につきましては、服務規定の一環、服務規律の一環ということで、職員に対しての対応要領というのを定めると。こういうふうになっております。

また、世の中、さまざまな事業がございます。その事業を所管する大臣というのがいますので、これは主務大臣といいますが、主務大臣につきましては、事業者に対しての対応指針、ガイドラインという意味です。ここ、書いてありますけれども、対応指針というのをお示しして、不当な差別的取り扱い、具体例であるとか、合理的配慮についての、いわゆる好事例、そういったものを示すということになっておるわけであります。

また、事業者に対しましてでありますけれども、この対応指針に照らして、主務大臣が必要とある場合は、事業者に対して報告の聴取であるとか、助言、勧告、そういった行政措置を行うということができるといふようになっております。

現在の動きであります。現在は各省庁において、対応要領と対応指針の作成を進めているというところであります。各省庁におきましては、対応要領、対応指針、これを定めるという場合には、あらかじめ障がい者であるとか、その他、関係者の意見を反映させるために、必要な措置を講じなければならないというふうになっております。関係省庁は合同という形でありますけれども、ヒアリングということで、対応要領、対応指針案をお示しして、さまざまなご意見をいただいたということでもあります。

ヒアリングは、省庁は数たくさんありますので、その中で、日程を調整して行いました。内閣府の場合でいきますと、7月13日に対応要領、また7月31日に対応指針が続きまして、

障がい者団体等についてヒアリングを実施しております。

その後でありますけれども、8月14日から9月12日、大体、1カ月間ではありますが、パブリックコメントということで、e-Govという、これ、インターネットで、政府関係のさまざまな情報をお示ししてありますが、その中で、対応要領、対応指針案をお示して、ご意見をいただいたという状況でなっております。現在は、こういったパブリックコメントの結果を踏まえまして、今後、その中身について内容の検討、また修正、そういった作業を進めていって、対応要領、対応指針を決定していくという予定になっておるところでございます。

それから、地方公共団体につきましては、対応要領についてはありますけれども。その作成につきましては、これは努力義務というふうになっておりますが、不当な差別的取り扱いの禁止、および合理的配慮の不提供の禁止につきましては、これは法的義務がかかってまいるということでありまして、この二つの禁止というものをいわゆる担保することから、ぜひとも地方公共団体につきましても、対応要領の作成ということでご検討をお願いしたいということで、常々、私どもお願いをしているというところがございます。

ということで、差別解消法、本当、基本的なところであります。今、言いましたのは、いわゆる対応指針と対応要領、そういったものをもって、事業者のイメージが主務大臣への行政統治というのを、いわゆる柔軟に組み合わせて実行性を担保するというもの、法律以前でのアプローチというのが今、言ったものであります。

差別解消法で、もう一つの面でお願いをしているのは、ここで言いますと、同じく3ページであります。ページで言いますと、これは6ページでしょうか。2として、差別を解消するための支援措置というのがございます。ここで、紛争解決相談というもの、もう一つが地域における連携という、この二つについてというのが、いわゆる地域での、いわゆるアプローチというような二つの大きな点をもって、障がい者差別解消を進んでいこうということとなっております。それでは、各地域において、障がいを理由とする差別の解消を推進するというところでありますけれども。

では、どうやっていくかということだと思っておりますが、何よりも障がい者にとってみると、地域というのは身近なものでございますので、そういった地域において、いわゆる主体的な取り組みということがなされるということが効果的であって、こういう風にしてきてある、重要であるというふうに考えております。

障がい者の皆さんの活動について拝見しましたときに、いわゆる日常生活、社会生活を営んでいらっしゃる。その営み方というのは、現在、非常に広範、多岐にわたっておりますということでありまして。例えば、その中で、相談等を行うということになってまいりますと、初めからどの機関がこういった権限を使用して、相談を行うことができるのかというか、これが明確になっているかという、必ずしも明確にはなっていないところがあるということ。また、相談を受けた機関から言いますと、受けただけでも、内容次第によっては対応できない場合もあつたりとか、また、他の機関の所管、そこそこだというよ

うな可能性が十分あるわけでございます。

そういったことを考えて、この法律では、まず第一に、国および地方公共団体に対しまして、既存の相談であるとか、紛争解決、そういった制度を活用、また充実をして障がい者差別に関する相談に的確に応じてほしいということで、既存の政府を活用して、紛争の防止と解決を図るための体制整備というのをお願いしております。それは、2番の差別を解消するための支援措置の、一番上の紛争解決相談という所であります。

ただし、昨今、様々な、財政的なことから、いわゆる行政肥大化というのはなかなか難しいという面がありまして、行政肥大化を防止という観点も一つの面としてはあるわけありますので、新たな機関は設置するということではなくて、既存の機関を活用して、充実を図っていただきたいということでもあります。ということで、差別解消が施行されるということでもありますので、既存の機関につきましては、相談窓口の明確化であるとか、電話相談ですか。また、訪問による実態把握であるとか、さまざまな機関、持っている機能、そういったものを今、活用して充実をしていただくということで、その取り組みが求められているということでございます。

そうは言っても、一つの機関だけで相談を受けることができるかということ、現実問題、いろんなご相談事があるということでもありますので、解決するというのは簡単にはいかないということだと思います。お願いをしていますのは、各機関の相談窓口につきましては、やっぱりつなぐということでしょうか。機関の、横の連携というのが必要なので、例えば関係機関のリストであるとか、相談内容の記録を整理して次につないでいくというような感じで、横の連携ということで、それもお願いをしたいということでございます。

差別を解消するための支援措置の二つ目でありますけれども、いわゆる地域における連携という所です。これ、具体的には障がい者差別解消支援地域協議会、これ、法律で、こういう委員会って、協議会ってあるんですけども、この地域協議会というのを設けることができるというふうになっていて、それをこの中において、関係機関との連携を図って、一つの施策を進めていただくということなんです。意外と、各行政機関等で受け付けたさまざまな相談があるわけありますけれども、例えば地域の中に、連携と言いながら、他の適切な機関というのがないという場合も十分、想定すると思います。また、複数の機関がまとめて対応するというのが、必要な事例というのがあると思います。

そういったものをこの地域協議会という所で情報を提供して、その上で情報交換だとか、具体的な差別解消をするための、取り組みの協議ということ、この地域協議会のほう、当たっていただくということでございます。法律には、この地域協議会につきまして、個々、具体的にこういったものを行うということではなくて、これは各自治体の実情に応じて、どういったことを行っていただくかということになっています。従って、これから「できる規定」と言っていますけれども、さまざまな機能というのを持っていて、いろいろと実情に応じて、対応をしていただければと思っております。

例えばでありますけれども、関係機関から提供された、いわゆる相談事例、そういった

ものがあれば、地域協議会の中で、適切な相談窓口につなぐと。横の連携ということでございます。また、具体的な事案がありますけれども、対応例といったものを共有したりとか、協議をして。また、協議会、構成する中に、機関の中に、調停であるとか、あっせん、そういった機能を持つ機関があるとすれば、その機関によってさまざまな取り組みをしていただいて、紛争解決をしていただく。また、複数の機関で連携して対応するという事例があるとすれば、そういった対応をすることによって、個別の対応を行うことができる。そういった相談事例を集積すると、分析をすると、検討するということによって、それを機関の中に返していただく。そうすれば、各機関の業務改善といったことにつながってくるということもあると思うんです。業務改善すれば、事案の発生度ということに、これ、予防することができるということでございます。

また、障がい者差別ということで、これ、共通した認識をとっていただくということで、それでもって地域において、いわゆる障がい者差別の周知であるとか、啓発化するんです。一体的に取り組んでいただいくということができると思います。そういったさまざまな事例というのは、例えば今、申した、挙げた点でありますけれども、地域の実情というのを踏まえて、地域協議会というものをぜひとも作成をしていきたいんだというふうに思っております。

また、合理的配慮という、前の段階、いわゆる環境整備、いわゆる一言で言えば、バリアフリー化ということでもありますけれども、そういった環境整備につきましても、まちづくりと地域づくりという観点から、誰もが暮らしやすい都づくりとまちづくりということを、この地域協議会という場を通じて行うということも可能かというふうに思っております。

具体的には、地域協議会ですか。一番最後の11ページという所でありまして、点字でいきますと、32ページ以降になっております。一番上のほうに、いわゆる趣旨、目的ということで、お示しをしております。繰り返しになりますけれども、いわゆる障がい者の方が差別の相談をするというふうにあたって、どこに行けばいいのかといったこと。また、行政機関からすれば、受けたけれども対応できないかもしれない。そういったときに、この地域協議会というのをつくって、中で情報の連携共有をしていけば、この協議会の中で紛争の解決であるとか、そういった、いわゆる機能の向上を図るということを目的としております。

地域の実情ということではありますけれども、従って、必ずしも条例でなければつくってはならないということではないと思っております。また、既存の付属機関であるとか、現在、さまざまの協議会がありますので、そういった所に既存の付属のものに対して機能を付加するということで、それでもって、地域協議会をつくって、運営をしていただくということも可能かというふうには思っております。

また、真ん中の辺で、組織および運営のイメージでありますけれども、介護とか、教育、医療だけではなくて、障がい者の自立と社会参加という分野から考えていただければとい

うふうに思っております。一番大事なのは、障がい当事者の方の参加をしていただくということであります。従って、運営ということで考えてみますと、いわゆる意思疎通の円滑化というための必要な措置というのが重要かなと思っております。また、分かりやすい資料の作成であるとか、当事者の、障がいの特性に応じた配慮を行っていただくということが必要かなというふうに思っております。

それで、地域協議会でございますが、これ、平成 26 年度以降、モデル事業というのを開催しております。26 年度が四つの自治体、岩手県、千葉県、浦安市、さいたま市さんの、4 自治体において、モデル事業というのを開催していただきました。その取り組みの成果につきましては、内閣府のホームページにおいても、公開をしているというところでありませう。

それで、今、言いました、四つの自治体でありますけれども、既に障がい者差別を解消するという旨の条例を策定されているという自治体であります。その四つの自治体をお願いをして、モデル事業というのを行っていただきました。言ってみれば、障がい者差別とは何かということで、それぞれの地域の中で、合意形成というのが取っておられる自治体というふうに思っているところです。

思っているところですが、実際、報告書を読ませていただきますと、実際にはほとんど自治体においても、差別事案というのが、報告というのが少なくというようなことを聞いております。その少ない意見というのも把握をしていただいております。条例を作って、地域の中でコンセンサスを得ているにもかかわらず、市民や企業のかたがたの、いわゆる障がいへの理解不足というのがまだまだあるということであるとか、また、窓口対応において経験が不足しているであるとか。相談については、匿名を希望する方がおられる。また、大きなことにしたくないというようないろんな原因があつて、必ずしも相談事案というのがどうかというと、あまり多くないということだそうではございませう。

そういったことを踏まえて、相談を容易にするということから、窓口対応であるとか、相談できる内容、そういったものにつきまして、住民や企業に周知をすることとしたと。また、差別解消に係る、いわゆる知識だとか、意識、啓発、そういったことを高めるために、障がい者差別の好事例、良い事例というのを収集して、市民の皆さん、企業のほうへ周知をするというようなことを考えているということで、報告書のほうで、この中に書いてございませう。

今年度、平成 27 年度であります。今、言いました、四つの自治体に加えて、新たに鹿児島県、明石市、それから神奈川県湘南西部地域という、これは地域でありますけれども、四つの自治体に加えて、今年度は、計 8 自治体にモデル事業ということで、協力をお願いしております。現在、事業ということで、いずれは進めておられるということでありませう。こういったモデル事業の実施を契機ということで、国の機関の新たな参加であるとか、また参加してこなかった分野の機関というのを、今後、参加をお願いしたいということでありませう。

また、あらためて、今後でありますけれども、情報の共有と。今後も進めていきたいということで、さらに、私どもの地域の実情というのをさらに把握をしていきたいと。それでもって、今度、差別解消の、そういう地域での取り組みということに、少しでも役立てていただければというふうに思っております。

また、最後にありますけれども、私も内閣府につきましては、引き続き関係省庁および地方公共団体との連携というのがまず大事なというふうに思っております。そういった連携を通じながら、障がい者施策の推進というのを努めていきたいというふうに思います。時間が来ましたので、これで終わらせていただきますけれども、今後ともご協力のほうをよろしく願います。どうもありがとうございました。

三田部会長：ありがとうございました。小暮様からの、何かご報告はありませんか。いいですか。そうしましたら、大変、短い時間しかないのですが、今のご報告について何か質問、ご意見ありましたら、委員の方からお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

川嶋委員：内閣府のほうから来られたということで、私たち、ずっと情報は入っていますので、ちょっとだから今さらってという感じで見てたんですけど。すいません。ほんで、一つは、大阪市のほうは、各区で委託の相談支援機関があります。障がい者に関する。それを、どういう相談の窓口としてやるのかどうかっていうこと。

あともう一つは、これは事務局ですけど、事務局に聞かないと分かんないでしょうけど、地域自立支援、この地域対応部会ですか。地域協議会されておる。既存が。これはどうなさるのか。ぜひいただきたく、私は思っていますけども。

それから、あと府や市に対応マニュアルを作成するとあるんですけど、障がい機関って、これ、職員に対しての研修はどうなさるのか。これ。それから、あと支援系の、これ、委託センターの上っていうか、後方支援として後方支援センター、基幹センターがありますよね。その役割分担。特に行政機関がどういうふうに入るのか。これ、派手に言うと、入っていただかないと、委託の相談支援センター、私の所は、うちは、私は大阪市の自立支援協議会の委員でもありますので、委託の相談機関としてはやはりまだ実行力もないこの法律に対して、どういように相談していいか分からない。

大変、不安なので、区とか市とかにぜひ入って、一緒に対してやっていただかないといけないと思っているんですよ。でないと、例えば一般事業所に対して、どういうふうに解決していくかっていうときにないわけですから、私たちは権限が。合理的配慮に対しても、どういうふうを示すかっていうのも、やっぱり必要だと思うので、その辺のことです。

三田部会長：川嶋さん。佐々木さんを飛び越えて、大阪市のほうに回答を求めているね。

川嶋委員：そうです。

三田部会長：ごめん。ちょっと、それ、この後に、今の質問はされましたね。担当の方。あとで、ちょっとということで、よろしいですか。(了承)

ありがとうございます。現場からこういう声があるっていうことを、お伝えできたのは良かったと思います。他にいかがでしょうか。佐々木さんに対して、お願いします。

井上副部長：私、これ、何度、読んでもよく分からなかったところが、いわゆる差別があるということで、障がい者からの申し入れがあった場合、受け付けはどこでもいいんだということになるのかと思うんですが。最終的に、これが事業者であっても行政であっても解決しないというふうなときに、主務大臣が勧告を行ったりすることができるようになってるんですけども、一体、これ、誰が主務大臣に、そういう、どこがどんな権限でそこを上げることができるようになるのかってというのがよく分からないと。

協議会かなと思ったら、これも別段、必置ではないということになると、誰が、主務大臣にあげて、主務大臣はどう。これは、権限としてあるんだろうと思うんですけど。そこら辺は、どういう仕組みとして国との関係ではなるのかってというのが、ちょっとよく分からないんですが、そこはどうです？

小暮氏：内閣府アドバイザーの小暮と申します。今のご質問で、主務大臣、どういうふうにつながればいいのかと、そういう趣旨のお尋ねだったかと思います。基本的に、例えば今、対応指針というのが、各省から、パブリックコメントなどの形で明らかになっておると思うんですけども、例えば介護の分野でございましたら、厚生労働大臣になると。あと例えば郵便局とかでしたら総務省であるとか、そういう形で各省庁ごとに事業分野っていうのが決まっておりますので、そこが取りあえず所管の分野ということになる。

例えば、厚生労働大臣が所管の分野というところで、先ほど介護というところを申し上げましたけども、そういう場合は、主務大臣は厚生労働大臣になるわけです。そうしますと、例えば厚生局であったりとか、労働分野だったら労働局であるとか、そういう形で国の機関がございますので、そこが基本的に主務大臣の権限を行使していくということに一義的になっているというふうに、お考えいただければと思うんですけども。

それで、つなぐ、じゃあそれをどのようにつなぐかというところなんですけども、今、法律では地方公共団体の長であるとか、そういった所にこういった形で委任するのかっていうのがまだ示されてないので、ちょっと何とも申し上げられないんですけども。そういう委任の規定であるとか、そういったところで、地方支分部局の長にも委任されるところが法律の文面でもあるんですけども、そこが明らかになることにより、誰が主務大臣になっていくのかってというのが明らかになってくる。それが、今現在の状況なんです。

ただ、一つ言えるのは、例えば国交省のバスであるとか、公共交通機関、こちらのほう

は権限の委譲というのがなくて、今現在、国の省庁が所管している所ですので、例えばバスで何かが起こった、タクシー会社で何かが起こったという場合には、国交省の運輸局ですとか、そういった所が主務大臣としての権限を通して窓口になってくるということになるかと思います。

三田部会長：その前に、そういうのは区から市とか、市とか府とかの関係の、まだちょっと分からない。多分、言えるものがないっていう感じでいいんですか。

小暮氏：そうですね。市町村と府だとか、そういう関係っていうのは、この法律にはないんです。地方公共団体と、あと主務大臣という、それしか一応、今のところは書かれてないので、例えば市が受け付けてどうだとか、県が受け付けてどうだっていう、そういう建て付けにはまだなってないんです。

一つ、言えるのは、人権擁護関係の法務局ございますよね。そちらは、今現在、紛争解決とか、そういった調停とかやっている所でありますので、この法律の施行にあたっては、紛争解決とか、そういった所に入ってくるものだというふうに申し上げられると思うんです。ただ、今現在、ちょっとどこまで申し上げられるかとは思いますが、ちょっと推測の部分も出てくるんですけども、市町村に権限が落ちていたりとか、県に主務大臣の権限が落ちているっていう場合っていうのも十分、考えられますので、そういう場合は、今後、制令の状況によっては、そういった所が窓口として対応することもあり得るのかなというふうには考えております。

三田部会長：ありがとうございました。来年、4月から動きだすんですが、お達しがあるでしょうから。あと、もう一人ぐらい、すいません。時間の関係で、これは聞いておきたいという方。

坪井委員：大精連の坪井と申します。3ページの下の方に、差別を解消するための支援措置というのがあるんですけども、正直なところ、基本の相談の、紛争解決の制度の活用、充実ということで、差別が本当に解消していけるのか、本当に不安な気持ちでいっぱいなんですけれども。精神障がい者の現状というのは、他の障がいと比べて多くの課題があるので、例えば公共交通機関の運賃のことであるとか、そういうことが筆頭に挙げられると思うんですけども、そういう差別というものが、既存の相談、紛争解決の制度の活用を充実して、何とかなっていけるのかということをお教えいただけませんかと思ひまして、質問させていただきました。

小暮氏：お答えいたしますと、制度に関する問題については、この法律の対象とはちょっとではございません。それで、例えば乗車拒否であるとか。あと要するに、障がいのある

方だけ不当に高い運賃を課せられるであるとか。あと乗ろうとしたときに、手伝っていれば乗れるにもかかわらず、そういったことをしなかったりとか。そういったことがこの法律によって差別とされていることをございますので、例えば他の障がいに比べて、身体障がいの方が割引があるとか、そこは優遇措置というふうな形で捉えておるんです。そういった部分を比べて、それをもって差別かどうかというふうなことってというのは、ちょっとこの法律では対象ではないと。そこは、はっきりとちょっと申し上げさせていただけるものと思います。以上です。

三田部会長：坪井さん、それでいい？

坪井委員：いろいろ気になるんですけど、ちょっと整理できないので。

三田部会長：ありがとうございます。よろしいでしょうか。何を聞いていいか、分からない。そんなことない？それより大阪市の対応が気になる。分かりました。そんな感じです。

そうしましたら、限られた時間で大変、残念だったんですけども、でも、いろいろ聞かせていただいて、ありがとうございました。きょう、お越しいただきました、佐々木委員と小暮委員です。どうもありがとうございました。

そうしましたら、引き続きまして、議題の4にあります、本市における対応についてということで、川嶋さん、お待たせいたしました。事務局より、ご説明いただければと思います。

松岡企画調整担当課長：(資料5・資料6について説明)

三田部会長：ありがとうございました。松岡さん、さっきの川嶋さんの質問は含まれてたってことですか。その中に。

松岡課長：そしたら、先ほど川嶋委員からいただいた質問につきまして、特にご説明、先にさせていただいてよろしいでございますか？

三田部会長：はい。

松岡課長：引き続き、松岡のほうから、ご説明をさせていただきます。一つは、相談体制の中に、区の相談支援センターがどのような形で見込まれるのかというようなのが、1点あったかと思います。これは、先ほどもご説明、申し上げました、基本方針の中では、相談体制については既存の機関等の活用、充実を図ることとしておりまして、大阪市としても、先ほども申し上げましたように、その方針に基づいて相談窓口を明確にして、ご相談をし

ていただく方が明確にどこに窓口があるのかということを知りやすくするために、いかにしたい。どのような形で窓口を明確にしていけばいいのかということを検討しておりまして、現在のところ、関係局と、その絵姿について調整を行っておるところでございます。

だから、非常に申し訳ございませんが、現時点では、この相談支援センターがどのような形で位置付けられるのかというのは具体にお示しすることはできませんけれど、やはり障がい差別等について相談をしたいと考えておられる方が、できるだけ身近で分かりやすいような所で相談をできるように事務局としては考えておりまして、今、関係局と調整させていただいている。そのような形で、申し訳ございません。今時点での答えは、そのレベルでとどめさせていただきたいと思っております。

また、協議会はどうするのかという点でございますが、これは先ほどもご説明申し上げましたが、大阪市では協議会をつくってまいる方向で考えております。一時的に、相談を受けた機関の窓口から、より適切な窓口へつなぐための機関のネットワーク化、これが非常に重要なことでございます。それを十分、機能するためにも、地域協議会のほうがぜひとも必要であり、それを設置したいというふうに考えております。

また、地域協議会に対して、相談窓口から上がってきた事例の報告、これについてケーススタディーを行い、蓄積したノウハウをさらに構成機関にフィードバックして、相談対応への後方支援、行うと。こういうふうな役割を持たすためにも、地域協議会の設置については、その方向で考えてまいりたいと思っております。

さらに、機関の役割です。これについても、ご質問があったかと思っております。大阪市、あるいは区役所、基幹センター、ここら辺の、役割の明確化が、特に大事かというふうに考えております。ただ、国の示しております、障がい者差別解消支援地域協議会の設置、運営暫定指針のほうでは、各機関の相談窓口は相談の一時的な受け皿となり、何回も申し上げますが、自ら対応できない事案につきましては、地域内の、他の適切な機関につなぐことは重要としております。

大阪市におきましても、先ほど申し上げました地域協議会のほうを設置し、相談者がどの窓口で相談していただいても、その相談が各機関の間に落ち込むようなエアポケットが生じないように、適切に窓口につなぐというようなことを考えてまいりたいと思っております。各機関のネットワーク化を図り、困難なケースが出てきた場合の支援体制を十分、図ってまいりたいと思っております。

そういう中で、機関がどのような形で役割を果たすのか、どのように参画するのか、そういうふうな部分について、現在、検討を進めさせていただいている、そういうふうな状況でございます。先ほど、川嶋委員からいただいた質問につきまして、現時点で十分、検討が進められてない、あるいは関係機関と調整中の部分が多々ございますので、今、回答させていただける内容につきましては、非常に申し訳ございませんが、以上の内容で、何とかご理解いただきたいと思います。

三田部会長：ということで、これからということで、川嶋さん、納得しません。どうぞ。

川嶋委員：先ほどは、すみません。国のほうは国のほうとしてあれだったんですけど、とりわけて大阪市はどうするのかっていうのがちょっと先にありますんで、申し訳なかったです。でね、あと松岡さんの話ですと、区とか市がどういうふうな役割をするのか、もう一つ、まだ検討中ということですけど、いつの間にか、地域協議会、それに役割を分担して、それで終わりみたいな、ネットワークの中に入れるみたいな、そんな感じで終わってしまうはずなのかな。ちょっと思って、気がして、ちょっとそれが危惧してたんですけど、一緒になって動くとか、その辺は考えてはりますか？

松岡課長：市、特に大阪市福祉局につきましては、やはりそういうふうなネットワークの中にもネットワークが十分に機能して、相談者の方に十分な対応はできるような形でやっぱりどういう形で参画する、そういう部分につきましては、何回も申し上げて失礼なんですけど、検討してまいりますけど、そこら辺が十分に機能するような形で参画し配慮してまいります、そういうふうな形で考えております。

具体的な機能とか、役割とか、そういう部分につきましては、今、検討しておりまして、そこへその部分を具体的に申し上げるところまでは至ってないのは非常に申し訳ございませんが、また、そういう部分につきましても、皆さまがたのご意見をいただきながら、ご不安のないような形で、来年の春を迎えていただけるようにしたいと、そういうふうに考えております。

川嶋委員：これをすみません。いいですか。ぜひとも虐待のときのような担当者を区のほうとか、市のほうに置く、これはしていただきたいと思っています。でないと、うやむやのまま、ネットワークだけで。そのときに、いや、せっかく相談に来たんだとか、分かりませんが、そこだけになってしまいそうな気がするので、ちょっとそれはやめていただきたい。

松岡課長：すみません。今の時点では、ご意見として承っておくと、そういうふうな形で終えさしていただきたいと思っております。

三田部会長：ありがとうございました。当事者を入れていろいろつくっていくとか、一応、さっき意見はあったので、それがいいものになるならいいと思って。また、途中で意見を皆さんからお聞きするというのも、さっき言ったように思います。ありがとうございました。他の方、いかがでしょうか。ご質問、ご意見、何でも結構ですけれども。

井上委員：すみません。これは、これから、今、策定中だということなんですが、先ほど、

内閣府のほうからも当事者参加ってということが非常に重要やということなので、きっと後でまた提案があるのかと思うんですが、そういうワーキングのようなものは、また別個につくられるということなんでしょうか。

松岡課長：すみません。松岡でございます。今、おっしゃってますのは、職員対応要領についての？

井上委員：いや、全般ですけれども、障がい者の差別解消ですから、当事者も含めた、そういうふうな機関ってのはつくられるんでしょうか。

松岡課長：特に、まず一つは職員対応要領についてでございますが、これにつきましては、市内部で今、関係部局でワーキングをつくっております、たたき台をつくっております。それが一定、たたき台ができましたら、推進協議会のほうの、委員の方々に、どういう形でご意見をいただくかというのは、これからちょっと工夫してまいります、何とかご意見をいただくと、そういうふうな仕組みづくりをしてまいりたいと思います。

また、この職員対応要領を含めた、全体の、法に対する施策、あるいはこういうふうな仕組みづくりです。そういう部分につきましても、特にワーキングとか、そういう部分は今の時点では考えておりませんが、この計画部会とか、自立支援部会とかでご意見を頂戴すると、そういうふうな形になるかというふうに思っております。

三田部会長：いいですか。この会も頻繁には開催されるわけではありませぬので、意見を聞く方策をちょっとまた考えていただければというふうに思います。どうぞ。高橋委員、お願いします。

高橋委員：すみません。大阪難病連の高橋ですが、1点、実務ってというか、どういう意味かを理解がちょっとできませんので。資料6の、本市の、今後の進め方の中で、かっこ2番の職員対応要領の策定について、この中で、大阪市が本庁職場の他にいろんな事業所があると。従って、この辺について留意しながら現状、実情を、いずれも勘案しながら対応要領について検討を進めるということ。これは大阪市が別にかぶったわけじゃなくて、どこの自治体にもある問題なんで、とりわけここを取り出してされているっていうのは意図があるわけですか。

松岡課長：まさに委員、おっしゃいますように、どこの自治体もある、いろいろな機関なり、出先なりを持っておられると思います。ただ、やはり大阪市の場合、非常に基礎自治体とは申せ、非常に大きな組織でございますので、周辺の都市から見ましたら、いろんなさまざまな部門、あるいは機関を持っておりますので。特に今回の場合、合理的配慮とい

う新しい概念が出ておりますので、それがやはり職場職場でどこまで現状の中で対応できるのか、対応できないのか、本当に千差万別の部分があります。そういう部分の取りまとめ方について、やはり大きな組織でございますので、他都市以上に、十分にここら辺は検討していきたいと。そういう意味で、書かしていただいております。

高橋委員：悪意でとれば、最初からバリアをつくって、事業所がたくさんあるから非常に難しいですよということを言うてるような気がして……。ちょっと申さしてもらいました。

三田部会長：やる気を示したんですね。明らかになっておるんで、よろしいでしょうか。ありがとうございます。ということで、また、個別にご質問がありましたら、お問い合わせいただければと思います。大変、申し訳ありません。十数分、遅れておまして、12時には終わりにしたいなと思っておりますので、この辺でこれについては終わりにさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

ここからは、次第に沿って進行していきたいと思っておりますので、テンポ良くいきたいと思っております。議題1の支援計画・障がい福祉計画の策定について、および議題2の発達障がい者支援指針の策定について、事務局からお願いします。

西端課長：(資料1・資料2について説明)

三田部会長：資料1と2について何かご質問、ご意見がありましたら、お願いします。お手元には届いたかと思うのですがけれども。そうしましたら、ちょっと3のほうにいかせていただいて、その間に気付いたことがありましたら、1、2を含めてご質問いただければと思います。では、事務局からお願いします。

桑田障がい福祉課長代理：(資料3・資料4について説明)

三田部会長：ありがとうございました。何かご質問。倉町委員から、まずいきましょうか。

倉町委員：精神障害者家族会の倉町です。資料の中身よりも、資料の3は、眼鏡、掛けても非常に見づらいんですよ。ですから、何人かおられると思いますんで、例えば最初の出欠のときでも聞いていただいて、ちょっと拡大版とか作っていただいたら助かるなというのは1点です。

それから、資料の3の、1ページの一番下ですが、相談支援体制の機能強化って書いてありますけれども、これは箇所数を書いているだけで、これでは機能強化してるかしてないか分からないんじゃないかというのを感じました。どっか他の所に数値が書いてあるんだ

ったら、記事欄にでも、どこそこ書いてるというふうに書いていただければ分かると思います。以上です。

三田部会長：もう一つ、ちょっと質問、三田（サンダ）委員、お願いします。

三田委員：恐れ入ります。重症児を支える会の三田です。先ほど、ちょっと飛んだんですけども、居住系サービスとっているところのグループホーム等につきまして、数値目標ということで促進していくということにはなっているかと思いますが、数値とともに実際、それを整備、促進していくための施策といたしますか、かなり介護度の高い方であれば、例えば大阪市内のような土地の高い所であり、またそういった土地もなかなかない中で、整備していく上において、特に介護度の高い方については、今の建設、あるいは賃借でもいけるとは言いながらも、なかなか難しい状況にあると思うんです。ですから、数が達成されていくということ以上に、重い障がいのある方が住める、暮らせる場所を促進していくためには、それに特段の施策といたしますか、促進の施策が必要ではないかなというふうに考えております。

介護度の高い方の特に車いすや、特殊な車いすを使ってらっしゃる方のスペースというのはかなり確保されなければならないと思いますし、エレベーター一つとっても、ストレッチャーぐらいのものが入るような大きいというか、ある程度のエレベーターがなければならぬとか。それが大阪市でもグループホームの設置の際については、助成の制度、持っておりますけれども、それは一律でなされているということがありますので、大阪市のよう大都市でそれを整備していくということについては、一定の促進の施策が必要ではないかなというふうに考えております。それをなしで、数字だけで進めていかれるというのが、非常に不安を持っております。

三田部会長：2人の委員のは意見ということで、よろしいですか。

三田委員：ぜひとも、それはこっちにするための施策を打っていただきたいということでもすけれども。

三田部会長：あるいは計画策定の段階でも、そういう意見が出ておきまして、他の委員とも重なっている部分はあると思うんですが、それについて、はい、やりますとしか多分、言えないと思うんで、意見ということでよろしいでしょうか。

三田委員：そうですね。

三田部会長：ありがとうございました。他の委員はいかがでしょうか。どうぞ。

山内委員：障施協の山内です。資料4の2の4ページの短期入所の部分が他に比べて、就Aほどではないですけども、伸びていると。毎年、順調、100パーセント以上に、118.4パーセント。なのに、評価Cには、そのことには触れられていないのはなぜでしょうかという質問です。以上。

三田部会長：いかがでしょうか。

蔵野障がい支援課長：障がい者施策部障がい支援課長の蔵野でございます。この部分に沿って説明させていただきます。今、山内委員から、この4番目の、訪問系サービスの評価の所で、ショートの所が、年々、伸びておると。傾向があるんです。なぜ、評価の文言がないんですかという、ご質問です。これにつきましては、全体的な中身ということの説明さしていただいておりますけども、ただ確かにこのショートにつきまして、この辺がちょっと漏れておりまして、ここも着実に伸びておる傾向はございますので、すいません。漏れということでございます。失礼しました。

三田部会長：ありがとうございます。他、いかがでしょうか。まず、乾委員。

乾委員：資料4の2の、5ページですか。日中系サービスの所のA型の所は非常に761.8パーセントになってるんですけども、皆さん、ご承知のとおり、A型がすごく激増しております、特に大阪市の中で激増中である。A型が伸びるっていいことかなと思うんですが、ただ質のところ、どういったものかというのはよく分かってないんです。その辺をすごく懸念いたします。

例えば、本当に単純な作業で、最低賃金をもらえているというようなこと。それも一つの働き方やっていったら、そうなるんかもしれないんですが。その辺の事業所指定のところではなかなか分からないのかなと思うんですが、その後の事業監査というか、A型の、その辺を少し強めていかないと。特に大阪市の場合、全国に比して激増しておりますので、まだ大阪府内に比して、激増しておりますので、その辺、すごく懸念に思います。

三田部会長：同じことですか。違うこと？関連して。どうぞ。

岩崎委員：乾委員の補足になるんですけども。やはり就労、数が増えているというのは嬉しいんですけども、やはり次につながる支援っていいですか、非常に短期で終わってしまうようなケースが多いいんじゃないかと思っておりますので、それぞれの個々の方のニーズに応じて、次にどうつなげていくかということの施策も必要かなと思います。以上です。

西崎運営指導課長：運営指導課長の西崎です。先ほどの就労支援、事業所の指導について、お答えいたします。座らせていただきます。就労支援の事業所なんですけれど、おっしゃるように非常に増えておりますので。現在、事業所の実地指導については、大体、16パーセント、6年に1度ぐらいのペースで回っているわけなんですけど、例えば26年度で申し上げますと、就労Aにつきましては、25パーセントの実施率で重点的に指導を行っているという形になっております。

あと指導の内容につきましては、これはちょっと形式的な話になってしまうんですけど、総合支援法と、それに基づく規定がありますので、その基準に合致しているかどうかということ、丁寧に見させていただきます。以上です。

三田部会長：2人の意見もちょっとあったということで、よろしくお願ひします。いいですよ。すいません。倉町委員、お願ひします。

倉町委員：倉町です。先ほど、資料の3の2ページですか。これ、実は、評価した相談支援体制の機能強化ってことは、どこに書いてあるんでしょうか。それ、ちょっと質問ですが。

桑田課長代理：障がい福祉課長代理の桑田でございます。相談支援体制の機能強化等、事業名、タイトルを振っている所の表示の仕方につきましては、障がい者支援計画、障がい福祉計画の目次といいますか、項目に沿って表示をさせていただいているところでございます。その中で、主に書かれている事業内容をピックアップしまして、それを一覧表にしているという表でございます。先ほどもご指摘ございまして、箇所数とするだけでは状況がよく分からないという、ご指摘ございました。時間の関係と資料ということで、申し訳ございませんでした。

ちなみに自立支援協議会のほうでは、基幹相談支援センターの各事業別の実績状況ですとか、相談支援につきましては、先ほど計画相談の進ちょく率の説明もさせていただきましたが。給付実績も含めまして相談支援の関係のところを中心に、自立支援協議会のほうではこちらに重点を置いて、説明させていただいておりますが、こちらのほうにつきましても、ちょっと箇所数だけでは分かりにくいということですので、今後の資料の改善について考えてまいりたいと考えております。

倉町委員：これ、何ページを見れば分かりますよとか、そういう説明ないですか。そういう部分はないんですか。

桑田課長代理：計画のタイトルといいますか、そこからの引用でございますので、そういう表示をしておりまして。それ以上の詳しい資料につきましては、この中では付いており

ませんので、今後の改善につかまして考えてまいります。

倉町委員：よろしく申し上げます。

三田部会長 ありがとうございます。申し上げます。

福田委員：大阪自閉症協会の福田です。32 ページの、災害のときの要護支援計画のことなんですけども、これが要護者名簿というのが、来年度から、いろんな区がありますけど、区で名簿作りをすることになっています。そういったときに、障がい者の対応を地域の方々にコーディネーターとして来られるということで、やはり障がいの理解をしていただかないと、そのときに聞くこととか、そういう同意書とか、そういう点でなかなか難しい点もあると思いますので、そのご配慮をよろしく申し上げますし、ご指導もよろしくお願いたいというお願いです。

三田部会長：ありがとうございます。

間嶋危機管理課長：すいません。危機管理課長の間嶋です。ただ今のご意見、踏まえまして、返答させていただくというか、努力させていただきますので、よろしくお願いたします。ご質問いただきまして、ありがとうございます。

三田部会長：ちょっと時間があれですので、私も本当に聞きたかったんですけど、32 ページの防災関係は昨年度、非常にさまざまな意見っていうことがあって、それが資料の丸 8 に書いてあるような行動要支援者避難支援計画に生かされたのかどうかとかっていうことも非常に気になりながら、中身を見れてないんですけど。中島部長、委員になってたでしょう。この委員になったでしょう。生かされたものができたんですか。一言だけ。

中島部長：すいません。計画は、危機管理室に作っていただいているんですけども。私、多分、ワーキングに入っているという、多分、そのことやと思うんですけども、一応、ワーキングの中で、私のほうでもいろいろ意見を言わしていただいているところです。こないだ、前回までの、すいません。なかなか名簿をどうしていくかというのは、ちょっと課題になっておりますけども、そこは意見は言わしていただいております。

一応、引き続き、検討はしていくということで、行政名簿につかましては従前どおり変わっておりませんが、引き続きその対象拡大についても、ちょっと意見を言わしていただいて、いろいろ検討ということでは言わしていただいておりますので。いろいろ障がいの方が配慮すべき点とか、そういったものを危機管理室のほうでも計画の中でだいぶ改善をしていただいておりますので、全て全部なかなかっていうのは申し訳ないんですけ

ども、引き続き、ここで出てきた意見につきましては反映していただくように、私どもも努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

三田部会長：危機管理室のほうも、どうぞよろしくお願いいたします。非常に関心が高いところだったので。

間嶋課長：最近、特に想定されない災害も増えておりますし、障がいの方も含めた、誰もが災害のときの初動で、やはり救済、命です。助けると。ほんで、また避難生活になった場合でも、どなたに対しても、そういうふうな形で生活ができるように、この昨年度、改定しました支援計画です。これに基づきまして、効果的な実効のある、絵に描いた餅にならないように、最大限、努力させていただきましますので、よろしくお願いいたします。

三田部会長：ありがとうございました。

小泉委員：一つだけいいですか。すいません。区で、本当に内容の差がすごくあるんです。それだけ解消していただきたいんです。だから、大阪市の取り組みとして、統一をお願いしたいと思います。お願いします。

三田部会長：ありがとうございます。私も、付け加えようと思っています。そのとおりです。ごめん。時間がないので、ありがとうございました。すいません。ちょっとこの点については、ここまで出させていただいて、もう1個あるんです。

井上委員：すいません。ちょっと一言。このP D C Aサイクルの中でということで、抜けてるのが地域生活支援拠点のことで。それから、障がい児の関係も計画の中ではあったと思うんですが、そこがすっぱり飛んでるんですけれども、そこは取り扱わないってということですか。

桑田課長代理：障がい福祉課長代理、桑田でございます。第3期計画の進ちょく状況を、ご説明させていただきました。第4期計画からにつきましては、児の部分、あるいは地域生活支援拠点の整備も第4期計画で盛り込んでおりますので、今後の進ちょく状況につきましては、資料のほうを用意いたします。

三田部会長：ありがとうございました。ちょっとこの辺、もうちょっと本当は話をしたいんですけれども、時間は既に過ぎております。すいません。議題のほうの、その他がまだありまして、桑田さんのほうからお願いしたいと思います。

桑田課長代理：(資料7・資料8について説明)

三田部会長：ありがとうございました。資料7も、また字が小さくて大変、見つらなかったと思いますが、申し訳ありません。これで、慌ただしくて申し訳ないんですが、予定されている議事が全て終わったということで、事務局にお返ししたいと思います。どうもありがとうございました。

西端課長：皆さまにおかれましては、長時間にわたりご審議いただき、どうもありがとうございました。頂戴いたしました、ご意見、踏まえまして、私ども、計画に基づく施策の推進に努めてまいりたいと存じます。どうぞ、今後ともよろしく願います。また、今年度、来年、また2月ぐらいに、本部会を開催したいと思っておりますので、またそのとき、どうぞよろしく願います。どうもありがとうございました。

司会：それでは、これをもちまして、平成27年度、第1回障がい者施策推進協議会、障がい者計画策定・推進部会を閉会とさせていただきます。皆さま、本日は、本当にありがとうございました。